

宮若市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年8月10日(月)

2 開催場所 防災研修室A・B

3 出席委員(農業委員10名、推進委員3名)

農業委員(10名)

会長 武田俊彦、会長代理 春田章匡、4番 榎本良樹、5番 水上昭和、
6番 安永文秋、8番 阿部進、9番 安河内龍一、11番 宮野和男、
12番 本田孝光、13番 渡邊三郎

推進委員(3名)

9番 本田茂幸、11番 本松和彦、14番 大和秀寛

4 欠席委員(農業委員3名、推進委員1名)

農業委員(3名)

3番 山本隆、7番 本田瑞希、14番 舟越俊茂

推進委員(1名)

15番 吉崎康正

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第11号 農用地利用集積等促進計画(所有権移転)に関する意見について
- (4) 議案第12号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表及び令和8年度最適化活動の目標の設定について
- (5) 議案第13号 不動産競売買受適格証明願について

第3 報告事項

- (1) 報告第9号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第10号 非農地証明願の届出について
- (3) 報告第11号 農用地利用集積等促進計画(利用権設定)について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

局 長 宮田 享典
課長補佐 佐野 史晃
主任主事 垣田 英樹

8 会議の概要

議 長 ただ今から、令和8年度 第5回農業委員会を開会いたします。
本日、委員13名中10名出席ですので、総会は成立しています。
それでは、議事日程第1 議事録署名委員の指名を行います。3番 山本委員の予定でしたが、本日欠席ですので変更しまして、4番 榎本委員、5番 水上委員にお願いをいたします。
続いて、議事日程第2 審議案件に入ります。
まず、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。それでは事件番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (事件番号1 説明)

議 長 事件番号1の地区担当の推進委員、吉崎委員は欠席です。
事件番号1の地区担当の農業委員、本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 親子間での贈与のため、問題ないと思います。

議 長 本来であれば、地区担当の推進委員が欠席ですので、来月にまわしたいところですが、みなさん、審議に移ってもよろしいでしょうか。

委 員 はい。

議 長 事務局からの説明及び農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。
ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1につきましては、許可といたします。

- 議 長 続いて、事件番号２につきまして、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 (事件番号２ 説明)
- 議 長 事件番号２の地区担当の推進委員、本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委 員 事務局からの説明があったとおりです。また、後で出てきますが、中間管理機構を通した売買もあわせて行われることもあり、問題ないと思います。
- 議 長 事件番号２の地区担当の農業委員、本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委 員 事務局および推進委員の説明のとおりですので、問題ないと思います。
私の推測ですが、戦前後に所有権移転おこなわれており、山の中で開墾してやってきた結果、山の中にあつたりするんでしょうね。後に、きちんと手続きをされるようですし、違う地区の方ですが、こちらからきちんと管理していくよう伝えておりますので、大丈夫かと思います。
- 議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 議 長 ないようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号２につきましては、許可といたします。
- 議 長 続いて、事件番号３について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (事件番号３ 説明)
- 議 長 事件番号３の地区担当の推進委員、本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委 員 譲渡人は長期入院しており、また、夫婦間での移転ですので問題ないと思います。

議 長 事件番号３の地区担当の農業委員、本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 宅地の一部に畑があるような状況ですので、特に問題ないと思います。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号３につきましては、許可といたします。

議 長 続いて、事件番号４について、山本委員が譲受人となっており、本日欠席です。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 （事件番号４ 説明）

議 長 事件番号４の地区担当の推進委員、本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 利用権設定している間柄であり、問題ないと思います。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号４につきましては、許可といたします。

議 長 つづきまして、議案第１０号 農地法第５条の規定による許可申請につきまして上程いたします。それでは事件番号１につきまして、事務局より説明をお願いいたします

事務局 （事件番号１ 説明）

議 長 事件番号１の地区担当の推進委員、本案件につきましての意見をお願いいたします。

- 委 員 4月に審議、承認された土地の横で、内容も同じため問題ないと思います。
- 議 長 事件番号1の地区担当の農業委員、本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委 員 前回許可を出した後に、今回申請地が窪地のような状況となっているが、どうするのか。この状況だと、周りの人も困るのではないかと話をしました。そこで、今回も、資材置場として掘り上げてほしいということでしたので、問題ないと思います。
- 議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 議 長 意見等ないので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1につきましては、意見書を知事に進達いたします。
- 議 長 つづきまして、議案第11号 農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について上程いたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 （説明）
- 議 長 事務局からの説明に対しご質問、ご意見等ありませんか。
- 議 長 ないので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、許可といたします。
- 議 長 つづきまして、議案第12号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表及び令和8年度最適化活動の目標の設定について上程いたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 （説明）
- 議 長 つづきまして、追加議案となります。議案第13号 不動産競売買受適格

証明願について上程いたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

事務局 （事件番号１・２・３ 説明）

議 長 事務局からの説明に対しご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、許可といたします。

議 長 次に日程第３ 報告事項でございます。
報告第 ９号 農地法第１８条第６項の合意解約について
報告第１０号 非農地証明願の届出について
報告第１１号 農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について
事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 （報告第９・１０・１１号 説明）

議 長 ただ今の事務局からの報告第９号から第１１号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

委 員 申請して許可がおりるまで、どうしてこんなに時間がかかるのか。

事務局 手続き上必ず機構が間に入ることや、その都度、公示等の関係により時間がかかっていると考えられます。

議 長 米の単価等を考慮すると、今後は利用権設定が進まない可能性もあるかと思えます。それにより、放置される農地も想定されますので、みなさまには、農地パトロールを行う際には、注意していただきたいと思えます。

議 長 それでは他にないようですので、これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。これで会議を終結いたします。